

西宮市地域福祉計画

第4期（令和4～令和10年度）

【素案】（概要版）

目次

I	計画の策定にあたって……………	1
II	計画の基本的な考え方……………	2
III	施策の展開……………	7
IV	計画の推進に向けて……………	11

I 計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

全国的に少子高齢化、地域のつながりの希薄化等が進む中で、本市でも従来の家族機能の低下や地域のつながりの希薄化が進んでおり、これまでのような福祉の分野別支援では対応が困難な複合化・複雑化した福祉課題が生じています。

このような福祉課題に対応するためには、公的サービスの提供だけではなく、住民相互の支えあい機能を強化し、制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超えて、行政と地域住民や地域の多様な主体とが協働して課題の解消に取り組む包括的な支援体制を構築することで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」を実現する必要があります。

このような国や本市の動向を踏まえ、今回策定する「西宮市地域福祉計画（第4期）」は、地域共生社会の実現に向けた本市の取り組みと、分野を超えた連携の更なる推進を図るため策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される市町村地域福祉計画であり、地域共生社会の実現に向けて、地域の将来を見据えた地域福祉のあり方や、推進に向けた基本的な方向を定める行政の計画です。

社会福祉法において、地域福祉計画は「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項を定める上位計画」として位置づけられています。また、国や地方公共団体は地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制（包括的な支援体制）の整備に努めなければならないとされていることに加え、地域福祉計画において包括的な支援体制の整備に関する事項を定めることが努力義務とされています。

3 計画の期間

本計画は、令和4年度から令和10年度までの7年間を計画期間とします。

また、社会情勢の変化や住民のニーズの変化に対応するため、令和7年度に中間評価を実施するとともに、必要に応じて計画の見直しを行います。

年度	令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	...
西宮市地域福祉計画	第3期					中間評価	第4期			...

Ⅱ 計画の基本的な考え方



1 計画の基本理念

わが国では、急速な少子高齢化社会を迎えるとともに核家族化の進行等により、単身世帯や高齢者世帯の増加が進んでいます。また、地域コミュニティの希薄化や価値観・ライフスタイルの多様化により、生活課題が複雑化しています。

本市でも人口減少が続いており、1世帯あたりの人員数が減少しています。単身世帯や高齢者だけの世帯の増加が続いていく中で、これまでのように家族だけの支えあいで安心して暮らせる環境を維持することが困難になってきています。また、既存の制度の枠組みでは対応できない課題を抱える人・世帯が増加しており、課題を抱え込んだまま地域社会から孤立してしまうケースの増加が危惧されています。

このような中、誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心して暮らし続けていくためには、行政や関係機関、市民をはじめとする多様な主体が協力し、知恵と力を発揮しながら、協働を通じて、一人ひとりが役割を持って地域づくりに取り組み、地域共生社会を実現することが必要です。

以上のことから、本計画ではこれまで本市で実践してきた取り組みを継承し、さらなる深化・推進を図るため、第3期計画で掲げた基本理念を発展させ、「みんながつながり 支えあい 誰一人として取り残すことなく 共に生きるまち 西宮」とし、西宮市で暮らす誰もがつながり、お互いに尊重し、支えあい、共に生きるまちの実現を目指します。

基本理念

みんながつながり 支えあい 誰一人として取り残すことなく
共に生きるまち 西宮



2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するため、次の3つの基本目標に沿って施策を展開します。

基本目標1 みんなで育ちあう地域づくり

地域福祉を推進していくためには、地域で暮らす個人や活動する企業、NPO法人、社会福祉法人等の多様な主体が地域について考え、協働で地域づくりに取り組んでいく必要があります。そのためには、一人ひとりが地域や福祉、人権について正しく理解し、地域における自分の役割を認識しながら、お互いを理解し、認めあい、支えあえる地域であることが大前提となります。

本市の地域福祉のさらなる推進に向け、多様な主体による活動を積極的に促進・支援していきます。また、市民一人ひとりの社会的包摂の意識醸成を推進するとともに、地域福祉活動に関わる多様な人づくりに取り組み、「みんなで育ちあう地域づくり」を推進します。

基本目標2 誰もがつながり活躍できる場づくり

地域には若者や高齢者、障害のある人、子育て中の人等、様々な住民が暮らしています。世代やその人の背景に関係なく人と出会い、つながりを持つことで日頃から声をかけあい、気にかける関係づくりが地域福祉の推進につながります。

本市の地域福祉のさらなる推進に向け、身近な生活圏域で住民同士が出会い、気軽に参加できる場づくりの促進・支援に取り組みます。また、これまでの「支え手」「受け手」という一方向の関係性ではなく、一人ひとりが地域を構成する一員として役割を持ち活躍できる、「誰もがつながり活躍できる場づくり」を推進します。

基本目標3 総合的な相談支援体制づくり

不安や悩みを抱えていても、何らかの理由で人に相談できなかつたり、悩みや不安を抱えていることに気づいていなかったりする人が地域で生活している場合があります。発見が遅くなれば不安や悩みは大きな生活課題となり、解決が一層困難な状況に陥ります。また、少子高齢化や価値観の多様化による関係性の希薄化を背景に、個人や世帯が抱える悩みや不安が複雑化し、1つの機関では対応困難なケースも増加しています。

このような現状に的確に対応するため、不安や悩みを抱える人が早期に発見され、必要な支援につながる仕組みづくりと、複雑化・多様化する生活課題に関係機関が連携して対応できるネットワークの構築に取り組み、「総合的な相談支援体制づくり」を推進します。

「主体」の使い方について

本計画では、市民活動等を自発的に行う個人や自治会等の地縁組織、NPO法人や社会福祉法人、ボランティア団体等の地域活動者や組織を表す言葉として使用しています。

3 計画の重点施策

本計画において、特に重点的に取り組む内容を「重点施策」に位置づけ、誰一人取り残さない地域の実現を目指して推進します。

重点施策 1 参画・協働を通じて課題を把握・対応し、支えあう仕組みづくり

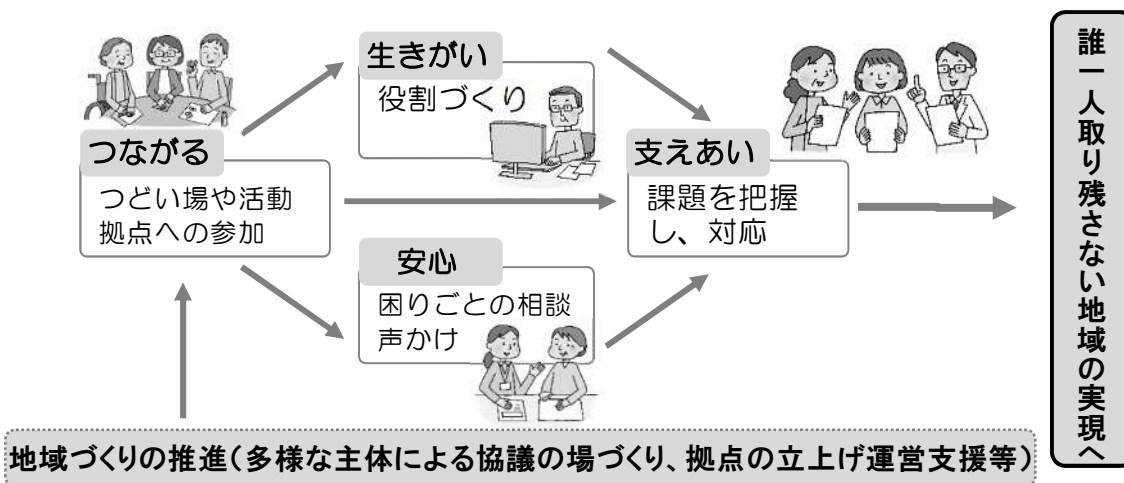
近年、少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化が進み、日々の生活において地域住民同士の関係性が希薄化しています。そのため、悩みごとや困りごとを相談できずに孤立したり、異変に気づかれることなく課題が深刻化してしまう事態が発生しています。

そういった問題を解決し、誰一人取り残さない地域を実現するためには、地域に存在する課題を把握し、解決に向けた仕組みづくりを話しあう場が必要です。

本市では、地域住民を中心に社会福祉法人や民間企業、NPO法人・協同組合等の多様な主体が地域生活課題の解決に向けて参画・協働できる体制づくりを進めるとともに、地域づくりに向けた協議の場づくりを推進することを目指します。

■参画・協働を通じて支えあう仕組みのイメージ

拠点や活動の場を交流の機会だけでなく、課題の把握・対応、社会参加につなぐ仕組みとして機能させることで、誰一人取り残さない地域の実現を目指します。



主な取り組み

- 地域づくりの基盤拠点づくり（共生型地域交流拠点）
……… 基本目標 1－（1）－① 【素案 P. 21】
- 社会福祉法人による社会公益活動
……… 基本目標 1－（1）－④ 【素案 P. 23】
- 民間企業等による社会・地域貢献
……… 基本目標 1－（1）－④ 【素案 P. 23】
- NPO法人・協同組合等団体との協働
……… 基本目標 1－（1）－④ 【素案 P. 23】
- 生活支援コーディネーターによる立上げ・活動支援
……… 基本目標 2－（1）－① 【素案 P. 30】

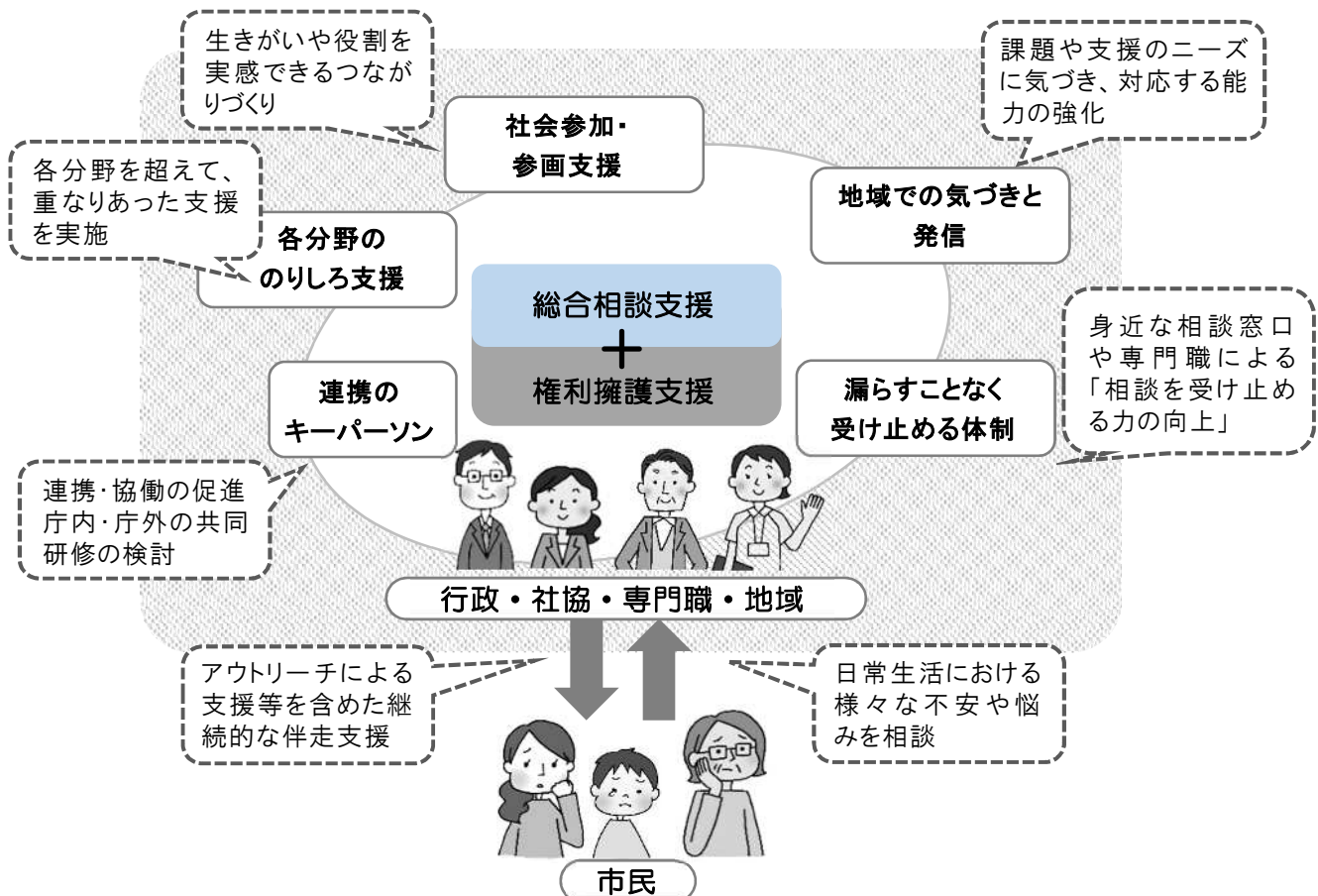
【概要版】

重点施策 2 権利擁護支援と総合相談支援の一体的な推進

権利擁護支援とは、何らかの事情によって自分の意思や考えを他者に伝えることができない、あるいは伝え方が弱い、日常的に不利な立場に置かれている人が、本来持っている権利を活かして地域の中で自身が希望する生活を送れるよう支援する活動です。また、権利擁護は誰かの力を借りて守ってもらうことだけではなく、本人が主体的に地域の中で生活するために、自身が持つ力や支援を活用する力を高めることです。そのため、権利擁護のあり方や支援方法は権利擁護を必要とする人それぞれで異なり、例えば成年後見制度の利用は、その人の権利擁護が達成されるまでの1つの手法に過ぎません。

総合相談支援体制とは、権利擁護を必要とする人を地域の中で早期に発見し、漏らすことなく受け止め、本人の思いに寄り添い、本人が持つ力を発揮し、地域で自身が希望する生活を送れるよう支援する体制です。本市では、権利擁護支援を基盤とした総合相談支援体制の一体的な推進を目指します。

■ 権利擁護と総合相談支援の一体的な推進のイメージ

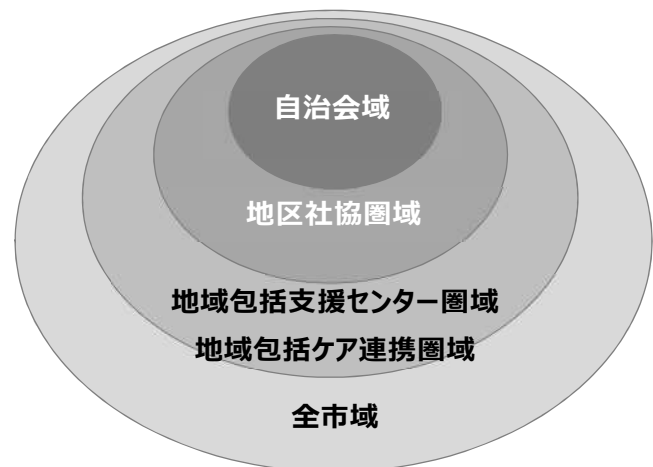


主な取り組み

- 分野横断的な連携体制の推進
……… 基本目標 3 - (1) - ① 【素案 P. 34】
- 官民協働の仕組みづくりの推進
……… 基本目標 3 - (1) - ① 【素案 P. 34】
- 市役所内の連携と地域ネットワークの協働
……… 基本目標 3 - (1) - ② 【素案 P. 35】
- 高齢者・障害者権利擁護支援センターの機能の充実
……… 基本目標 3 - (2) - ① 【素案 P. 39】

4 地域福祉の圏域の整理

西宮市では、次の通り圏域を設定するとともに、各圏域の役割や取り組むべき施策を整理することで、地域福祉の推進に向けた重層的なネットワークの構築を目指します。



重層的なネットワークの構成イメージ

■西宮市における地域福祉の圏域

圏域（圏域数）	施策・取組例
・自治会域	<ul style="list-style-type: none"> ・近隣住民や自治会による見守り、気のかけあい ・西宮いきいき体操 ・身近な地域でのつどい場活動
・地区社協圏域（36 圏域）	<ul style="list-style-type: none"> ・地区社協による各種サロン等の交流活動 ・地区ネットワーク会議の実施 ・共生型地域交流拠点
・地域包括支援センター ¹ 圏域 （15 圏域） ※地域包括ケア連携圏域 （5 圏域）	<ul style="list-style-type: none"> ・各分野（高齢・障害・子供・生活困窮等）の専門機関の連携体制構築 ・企業や社会福祉法人等との協働
・全市域	<ul style="list-style-type: none"> ・全市的な地域生活課題に対応する制度等の施策化

※地域包括ケア連携圏域

地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、在宅医療と介護の連携や、高齢者あんしん窓口の連携による取組を効果的・効率的に推進していくために、15 の地域包括支援センター圏域を中央、鳴尾、瓦木、甲東・甲陽園、北部の5つの区域に分けて設定する圏域です。

複数の日常生活圏域を統合することによるスケールメリットを活かして、1つの日常生活圏域では取り組むことが難しい地域づくり等を展開していく圏域となります。

¹ 地域包括支援センターとは、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、どのような支援が必要か状況の把握を行い、日常生活に必要な課題を整理するとともに、介護保険制度外のサービス、関係機関、必要な制度の利用等につなげて支援を行う機関です。本市では「高齢者あんしん窓口」の呼称で、15の日常生活圏域ごとに設置しています。

Ⅲ 施策の展開



基本目標

1 みんなで育ちあう地域づくり…【素案 P. 20】

(1) 市民主体の地域福祉活動の活性化 ☆は計画の重点施策

- ◆高齢世帯の増加や核家族化等による家族機能の低下が懸念されることから、自治会や地区社会福祉協議会等の地縁型コミュニティ活動の推進や活性化の支援に継続して取り組みます。
- ◆当事者組織やNPO法人等のテーマ型コミュニティ、社会福祉法人・企業といった新たな活動主体による取り組みを促進することで、多様な活動主体による地域課題の解決に向けた多様な主体との協働のネットワークづくりに努めます。

① 地域づくりに向けた協働・協議の場づくり

- 地区ネットワーク会議の実施
- ☆地域づくりの基盤拠点づくり（共生型地域交流拠点）

② 住民による地域福祉活動への支援

- 地区社会福祉協議会における小地域福祉活動に対する支援
- 民生委員・児童委員の活動支援

③ 当事者主体の取り組みへの支援

- 当事者・当事者組織の活動等への支援
- 当事者と地域をつなぐ取り組み

④ 多様な主体の地域づくりへの参画と協働

- 地縁団体等の地域活動への参加の促進
- ☆民間企業等による社会・地域貢献
- コミュニティ・スクールの推進
- ☆社会福祉法人による社会公益活動
- ☆NPO法人・協同組合等団体との協働

（２）安全で安心して暮らせる環境づくり

- ◆住み慣れた地域で誰もが安心して生活を送るために、身近な地域で異変に気づくことができる市民の主体的な見守り活動と、緊急事態に備えた取り組み、地域での防災・減災の取り組みを推進します。
- ◆誰一人取り残されずに地域に参加する機会が保証されるよう、公共や民間の施設、公共交通機関のバリアフリー化やコミュニティ交通の取り組みといったハード面の整備と、適切な方法での情報提供を行う情報のバリアフリー化を進めます。

① 日常的な見守り活動と緊急時・災害時の支援体制の強化

- 市民の主体的な見守り支援活動の推進
- 防犯意識の高揚
- 緊急事態に備えた取り組み
- 防災・減災の取り組み

② 誰もが取り残されずに参加できるユニバーサルデザインのまちづくりの推進

- 兵庫県福祉のまちづくり条例に基づいた整備
- わかりやすく適切な情報提供の推進
- 歩道の段差解消等の推進
- 公共交通機関のバリアフリー化
- コミュニティ交通に関する取り組み

（３）社会的包摂の意識醸成と人づくり

- ◆市民一人ひとりが年齢や性別、障害の有無、国籍、人種、習慣等の違いを尊重し、認めあい、つながりあう「世代間共生・多文化共生」が実現できるよう、学校教育や社会教育等の様々な場や機会を通じて、継続的な福祉教育や啓発を進めます。
- ◆様々な人が地域福祉に関心を持ち、地域活動の担い手となれるよう、地域福祉人材の育成に取り組めます。

① 一人ひとりの意識醸成に向けた教育・啓発の推進

- 学校と地域における福祉教育・福祉学習の推進
- 「第２次西宮市人権教育啓発に関する基本計画」に基づく取り組み
- 障害に関する市民理解の促進
- 認知症に関する市民理解の促進

② 地域福祉活動に関わる多様な人づくり

- 生活支援コーディネーター²による人材の発掘・育成
- 地域福祉活動やボランティア活動の促進

◆◇ 社会的包摂（ソーシャル・インクルージョン）とは ◇◆

社会的包摂とは、社会的に弱い立場にある人々を含む市民一人ひとりが、排除や孤独・孤立の状態から脱し、社会（地域社会）の一員として取り込み、支えあう考え方のことをいいます。

² 生活支援コーディネーターとは、住民同士による生活支援を行う担い手の発掘・養成等を行うとともに、地域資源の開発や地域の多様な主体のネットワーク構築に向け、そのコーディネート機能を担うために配置される職員のことです。

【概要版】

基本目標

2 誰もがつながり活躍できる場づくり…【素案 P. 29】

(1) 地域でつながる場の充実 ☆は計画の重点施策

- ◆地域で孤立することなく住民同士がつながり、気にかけてあう関係づくりを推進するため、これまで取り組まれてきた居場所の活動支援に加えて、新たに地域に関わる個人やグループ、団体が主体となって活動に関われるように支援を行います。
- ◆認知症や介護予防等、多様なテーマに応じた取り組みの立上げ支援を行い、活動に関する情報の収集・発信を推進することで、地域福祉活動の活性化につなげます。

① 場の充実を促進する取り組み・支援

- ☆生活支援コーディネーターによる立上げ・活動支援
- 地域のつどい場づくりへの支援
- 小地域福祉活動におけるサロンや交流事業への支援 ●資源情報検索システムの運用

② 多様なテーマに応じた居場所づくり

- 認知症カフェの開設及び運営支援 ●西宮いきいき体操の取り組み
- 子供や子育て世代に向けた取り組み ●当事者・当事者組織の活動等への支援

(2) 生きがいを実感し、活躍できる場の充実

- ◆これまでの地域支援活動で見られた「支え手」「受け手」という一方向の関係性から、住民一人ひとりが本来持っている力を活かし、役割を持って活躍できる双方向の関係性の構築を推進するための居場所づくりを推進します。

① 誰もが生きがいを持ち、力を発揮できる場の確保

- 共生型地域交流拠点の開設・運営の促進 ●住民同士が支えあう環境づくり

② ボランティア活動の場づくり

- 地域福祉活動やボランティア活動の促進

基本目標

3 総合的な相談支援体制づくり…【素案 P. 33】

(1) 不安や悩みを抱える人を孤立させない・寄り添う体制の強化 ☆は計画の重点施策

- ◆不安や悩みを抱える人が地域の中で孤立しないよう、身近な地域で異変が発見され、適切な支援につなげられる早期発見の仕組みづくりを促進します。
- ◆福祉課題が認識されないまま見過ごされることがないように、福祉部局以外の窓口との連携強化や地域とのネットワークの構築に努めます。
- ◆不安や悩みを抱える人が安心して地域で生活できるよう、支援体制を強化するとともに、「制度の狭間の課題」や「複合的な課題」の解決に向けたネットワークによる総合相談支援体制の構築を進めます。

① 庁内連携体制の構築と官民協働の仕組みづくりの推進

- 市役所内の連携と研修
- ★官民協働の仕組みづくりの推進
- ★分野横断的な連携体制の推進

② 不安や悩みを抱える人を早期に発見する取り組みの促進

- 市民の主体的な見守り支援活動の推進
- 相談窓口機能の充実
- ★市役所内の連携と地域ネットワークの協働

③ 不安や悩みを抱える人を支援する体制の強化

- 生活困窮者自立支援法に基づく支援
- 社会福祉協議会の相談窓口との連携
- ハローワークその他機関による就労支援との連携
- 就労体験・ボランティア体験の場・地域交流の場の活用
- ひきこもり等に関する支援の充実
- 子供の貧困対策に関する取り組みの推進
- 消費生活相談窓口の充実
- 住宅の確保に関する支援と連携

(2) 誰もが自分らしく暮らしていくための権利擁護支援体制の構築

★は計画の重点施策

- ◆誰もが尊厳を保ち、人としての権利を阻害されることなく地域でその人らしく主体的な生活ができるよう、権利擁護に関する啓発に取り組むとともに、権利擁護支援を必要とする人に対しては、その人を中心とした「支援の輪」を地域や行政、関係機関等が一体となって形成し、意思決定支援ができる権利擁護支援の体制づくりを進めます。
- ◆福祉サービスの質の向上に向けて、事業者や関係団体と連携した研修等の開催や第三者評価の活用を促進するとともに、積極的な情報提供を行い、安心して福祉サービスが利用できる取り組みを進めます。

① 権利擁護支援の体制づくり

- 権利擁護支援システム推進委員会の開催
- ★高齢者・障害者権利擁護支援センターの機能の充実
- 権利擁護の支援に向けた人づくりと活動環境の整備
- 虐待やDVに関する相談支援体制の充実
- 虐待防止に関する市民理解の促進
- 要保護児童対策協議会の開催
- 差別解消に向けた取り組みの推進
- 成年後見制度・日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の周知と利用支援

② 福祉サービスの質の向上と情報共有の充実

- 福祉サービスの質の向上
- 多様な媒体・機会等を活用した福祉サービスに関する情報提供

IV 計画の推進に向けて



1 計画の推進

市・市民・事業者等の協働による推進

- 計画を推進していくためには、西宮市と西宮市民、地域づくりに関わる多様な主体の協働が必要不可欠となります。
- 市民一人ひとりをはじめ、団体・組織に対して、本計画の周知・普及を積極的に進めつつ、連携・協働を図りながら、本計画の施策・事業を展開していきます。

西宮市社会福祉協議会との連携

- 「西宮市地域福祉推進検討会議」等を通じて、地域福祉の推進を図ることを目的として組織されている西宮市社会福祉協議会との連携を強化し、具体的な課題の検討や取り組みの推進を図ります。

庁内での連携

- 本計画が掲げる基本理念を実現するには、多岐にわたる分野の施策・事業を一体的に推進していく必要があります。そのため、地域福祉に関わる課題等を庁内関係部署で共有するとともに、課題解決に向けて、「西宮市地域福祉推進検討会議」等を通じて、分野を横断した連携を図ります。また、福祉の分野別計画や関係諸計画の推進・見直し時には本計画との整合性を確保しつつ、各計画の施策・事業を推進します。

2 計画の進行管理・点検

計画の達成状況の点検及び評価

- 市民代表や関係機関・団体の代表、学識経験者によって構成される「西宮市地域福祉計画策定委員会」において、国や兵庫県の動向を踏まえつつ、計画の実施状況の点検や課題整理、解決方策、評価の方法やあり方等の検討を進めます。なお、計画の進行管理・点検については、PDCAサイクルに基づいて実施します。

西宮市地域福祉計画【素案】（概要版）

令和3年（2021年）11月

西宮市 健康福祉局 福祉総括室 地域共生推進課

〒662-8567 兵庫県西宮市六湛寺町10番3号

TEL：0798-35-3187 FAX：0798-26-2340